

神奈川県企業庁企画局、水道部長の菅野隆氏はじめ担当職員の方々にお話を聞きした。

防災対策が叫ばれる中、私たち小規模事業所もそれぞれに対策をとっている。また地域や市町村の避難対策への理解や参画等が喫緊の検討課題となっている。作業所はどれも小規模。巨大地震の際の水の確保など、心配な点が多い。

神奈川県企業庁取材 一小規模事業所の防災対策—

いのちの水 について考える

広報部

K S K

きずな

第154号

編集者 神奈川県障害連海原泰江
印刷所 姉妹Yuki Print
発行日 平成26年2月27日

菅野部長は中越沖地震の際は復旧支援隊長として現地に赴き、活動された方であり、身近な水と防災、災害時の対応についてとても有意義なお話を伺うことができた。

災害時に水は来るのか?

まずハードの部分。神奈川県はすでに東海地震を想定しての重要な施設の耐震化をおおむね完了している。平成二十年に国基準が

変わり、その地域で想定される最大級の地震に対する耐震化を、と

いうことで、現在は南関東地震(震度六弱~七)の発生に向けさらには耐震化を進める取り組みに入っている。大地震発生の際は自動的に弁が閉じて給水を止め貯水する仕組みとなっている。災害用に指定された配水池(三十九ヶ所)から水を各家庭等に届けるのだ。基本的には応急給水は市町の業務となるが、県・国レベルの強固なネット

災害地に駆けつける。実際に、東日本大震災の時も、発生後十時間ほどで神奈川県営水道にも支援要請があり、翌日昼ごろには現地に

向け出発したという。発生後一日以内には全国から給水の応援が機材とともにやってくるのだ。

神奈川県営水道は九千キロに及ぶ水道管を持つている。各家庭までの配管は人間の体に例えれば毛細血管。

平成十八年以降、大きな揺れでもつなぎが抜けることのない耐震管(NS管)が全面採用され使われている。

菅野部長は中越沖地震の際は復旧支援隊長として現地に赴き、活動された方であり、身近な水と防災、災害時の対応についてとても有意義なお話を伺うことができた。

まずハードの部分。神奈川県はすでに東海地震を想定しての重要な施設の耐震化をおおむね完了している。平成二十年に国基準が

変わり、その地域で想定される最大級の地震に対する耐震化を、と

いうことで、現在は南関東地震(震度六弱~七)の発生に向けさらには耐震化を進める取り組みに入っている。大地震発生の際は自動的に弁が閉じて給水を止め貯水する仕組みとなっている。災害用に指定された配水池(三十九ヶ所)から水を各家庭等に届けるのだ。基本的には応急給水は市町の業務となるが、県・国レベルの強固なネット

地震発生時の県営水道と市町の役割



災害用指定配水池から 市町の給水車等に注水



市町の役割

山城支所など、市町消防において、給水車や非常用貯水タンクなどからの応急給水を行います。



ウォーターバルーンによる応急給水

災害用指定配水池

地震発生時に生活用の飲料水を確保する目的で、県内に130箇所ある配水池のうち39箇所を指定しています。

緊急遮断弁

震度6弱以上の地震を感じると、自動的に弁が閉止して、配水池内に飲料水を確保します。



給水車による応急給水



人二〇リットルが必要といわれている。約一週間分は貯えるという。この数字を知つて、私たちが家庭で、事業所でのくらいの水を保管しておけばよいか？市販のペットボトルの水でも保管状態による管が一～二年、災害用としてアルミニウム缶に詰められているものなら五年ほど持つという。個人の家庭よりも多いとしても、利用者の方と職員分で三日間、一人一日三リットルとすれば、膨大な量の水の保管が必須ということではないかもしれない。幸い神奈川県は水道の蛇口をひねればおいしい水が出る。大きなペットボトルに水道の水を入れきちんと保管すれば一週間程度は大丈夫という。要はその保管した水をどう管理したらよいのか？ということ。各事業所の防災訓練の内容として年に一回は保管した水や非常食の状態を確認し、みんなで食べて、飲んで、入れ替えるをくり返す、というのも立派な訓練内容になるというご意見をいただいだ。現在約二八〇万人に対しても給水しているが、緊急時には三十三万立方メートル一人当たり百二十リットルが届けられる計算だ。一日に必要な水は一人につき三リットル。四日目以降は手洗い、トイレ、入浴等の必要から一

に代わるにはまだまだ時間がかかるが、東日本大震災、阪神淡路大震災でもこの管は全く被害を受けなかつたというすぐれものだ。現在、普及完了に向け、日夜努力をしていただいている。

家庭での防災対策が参考に

こうして蓄えられ、各家庭に届けられる水の量はどのくらいだろう。現在約二八〇万人に対しても給水しているが、緊急時には三十三万立方メートル一人当たり百二十リットルが届けられる計算だ。一日に必要な水は一人につき三リットル。四日目以降は手洗い、トイレ、入浴等の必要から一



人二〇リットルが必要といわれている。約一週間分は貯えるという。この数字を知つて、私たちが家庭で、事業所でのくらいの水を保管しておけばよいか？市販のペッ

トボトルの水でも保管状態による管が一～二年、災害用としてアルミニウム缶に詰められているものなら五年ほど持つという。個人の家庭よりも多いとしても、利用者の方と職員分で三日間、一人一日三リットルとすれば、膨大な量の水の保管が必須ということではないかもしれない。幸い神奈川県は水道の蛇口をひねればおいしい水が出る。大きなペットボトルに水道の水を入れきちんと保管すれば一週間程度は大丈夫という。要はその保管した水をどう管理したらよいのか？

ということ。各事業所の防災訓練の内容として年に一回は保管した水や非常食の状態を確認し、みんなで食べて、飲んで、入れ替えるをする、というのも立派な訓練内容になるというご意見をいただいだ。現在約二八〇万人に対しても給水しているが、緊急時には三十三万立方メートル一人当たり百二十リットルが届けられる計算だ。一日に必要な水は一人につき三リットル。四日目以降は手洗い、トイレ、入浴等の必要から一

継続的な丹沢で育まれた早戸川の伏流水を取水し、相模原市緑区の鳥屋野水場において造られた水道水から塩素を除去した水を使用しており、口あたりの良い軟水です。



神奈川県企業庁のHP
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/127/>

かながわの水道水は美味しい。ミネラルウォーターと飲み比べのイベントでも多くの方が水道水の方がおいしいと評価するという。が、神奈川の水道水は健康面でも安全、味もとてもおいしいです、というのが職員の声だった。清水場で、できるだけ塩素を抑え、なおかつ細かい水質基準に照らして作られる水道水。防災のことも頭に、そしてたくさん使っていくことができる環境が神奈川にあると感じた。おいしい水は「いのちの水」なのです。

とさらに良いですね、というお話をだつた。

家庭での地震対策

ご家庭でも大きな地震などによる断水に備えて、水道水をくみ置きしておくことをお勧めします。くみ置きは1人1日3リットル3日分の確保が目安です。



飲料水の備蓄方法 ※ボリ容器などに水道水をくみ置きする時には、次のことにご注意をお願いします。

- 密閉性のよい容器を選び、中をよく洗ってください。
- 容器に空気が残らないように水道水を入れて、しっかり密閉してください。
- 日の当らない涼しい場所で保管してください。
- 保管した水は、4日(夏季)～10日(冬季)程度を目安に、洗濯や掃除に利用するなど交換してください。ただし、浄水器を通した水の場合は、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。なお、保管した水を飲用するときは、必ず煮沸してください。



◆ 佐藤久夫先生の講演
十二月七日、職員研修会が開催された。感想も含め概要をレポートする。

佐藤久夫先生は日本社会事業大学の特任教授で、三十六年間、同大学で障害者福祉を研究してこられた。日本障害者協議会（JD）の理事でもあり、平成二十一年より、内閣府障がい者制度改革推進会議の正委員、また現在は内閣府障害者政策委員会の委員を務めておられる。障害者運動のサイドから、この間の障害者施策の策定・変遷に関わり、障害者

研修会報告

「私たち抜きに私たちのこと を決めないで」



この10年の障害当事者・関係者の運動と障害者施策について

日本社会事業大学 特任教授
佐藤 久夫 氏
(内閣府障害者政策委員会委員)

広報部

施策や法律の分野では第一人者である。

今回の研修は二回シリーズで予定しており、その一回目。ここ数年の障がい者制度改革の全体的な流れ、そこから何を学んでいくかというテーマだ。

◆ 保護の対象から権利の主体へ

第一の柱は障害者観の変遷。二〇一〇年からの一連の制度改革だが、遡って、戦後の日本、世界の中で障害についての見方、社会と障害の関係などが、どう変わってきたのか?

一九四八年、戦後すぐの「世界人権宣言」では、「障害」という言葉が出てくるのは社会保障に関する部分。「この人たちについては保護をして安心して暮らせるようにしましょう。」当時の国連のリーダー、世界中で一番進歩的な人たちの中であっても障害者をまず「保護の対象」とする考え方だった。働く

いて稼ぐことのできない人のこと。それでは困るということで出てきたのが、一九七五年の国連「障害者権利宣言」。障害者が人権の主体である、差別を受けてはならない、とい

うことがあつたわることになった。世界人権宣言の限界を障害者権利宣言という形で宣言を掲げ、それを実行に移すために、国際障害者年等、イベント的な取り組みが行われた。行動計画を定め、世界各地に広がった。ノーマライゼーションの運動の広がりとともに、もう一步進み、成果をモニターする機能を加味したものとして九十三年の「障害者の機会均等化に関する標準規則」等、そして各

国で障害者差別禁止法ができる背景のもと、二〇〇六年、国連「障害者権利条約」を採択。すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること。法的拘束力を持つきちんとしたルールとして採択され、日本も先日批准をした。

問題を抱えた保護を要する人々という理解のしかたから、平等な市民、権利の主体という考え方、そういう認識にしようということを国際社会が決断した。これを本当に活かすことが政府・国会の責任でもあり、市民、障害者団体の責任でもある。

◆ 近年の「障がい者制度改革」の経過

二〇一二年七月 障害者基本法改正
二〇一二年六月 障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法)
二〇一二年六月 障害者差別解消法制定
十一月 障害者権利条約批准

先生は右の四法の改正・制定をこの間の節目としている。そして今後は制度改革の第二ステージとなるだろうと。障害者の定義が変わり、「その他の心身の機能の障害」という言葉や「障害及び社会的障壁により・・・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となった。政策委員会が設置され、調査審議、監視、勧告(報告義務付き)機能を持つ。基本計画や権利条約に沿ってモニターす

る活動を行っていく。総合支援法では障害程度区分を障害支援区分に、重度訪問介護の対象拡大、グループホーム・ケアホーム一元化等の検討課題について昨年四月より実施、本格的な見直しに入る。

差別解消法は不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務という二つからなる。何が障害者差別なのか、何が合理的配慮なのか、何が、過重な負担で合理的配慮をしなくていいという条件なのか、まだまだ抽象的であり、具体的な考え方・具体例なども含めた対応要領や対応指針を作っていくことが必要である。

第一ステージで改革が行われ、権利条約も批准した。新しい基本計画もできた。第二ステージでは果たしてそれがどのように実行されているのかを問うことをきちんとモニタリングしなければいけない。

今までのモニタリングは、「これだけ予算を出したした、事業の件数がどうでした」等々事業、予算のサイドからの進捗状況の評価が中心だった。それで「障害者施策は着実に前進しました」と評価をする。しかし、最終的なアウトカム、つまり障害者の生活が平等になってきたのかどうか、障害のない市民との格差が減ったのかどうか、そういうデータに基づいた評価が必要になってくる。サービスが増えても、一方で家族の機能が低下し、重度障害者が増え、こういう状況の中では相対的には障害者の状態が後退するということも

ある。事業、予算のサイドだけではなく、最終的なアウトカムのデータに基づく評価が必要。第二ステージの大きな課題となる。

◆「障がい者制度改革」の7つの成果

この間の成果として先生は左表の七点を挙げている。文字にまとめれば上記の七点となるが、この間の制度改革にずっと関わってきた先生は、その意味がきちんと実現するよ

うに、前記のアウトカムに反映するようにと、細かい議論に携わってこられた。事務局となる内閣府の担当室とのやり取りでは、まだまだ不十分、とする議論がたくさん行われたそうだ。しかし、先生の言葉をお借りすれば、「思ったよりもできなかつたとがつかりするよりは、できたことをちゃんと評価することの方が大事なんじやないかな」とプラスに思考される姿勢に、当事者・関係者のきめ細

かな議論を大切に、
◆障害（障碍）の見方の転換
・社会モデル的観点

「障害（ディスアビリティ）と機能障害（インペアメント）の障壁との相互作用により参加することを妨げるものを障害という。」この考え方だ。様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずるといふ「社会モデル」的認識。この考え方で、いろいろ見直しましよう、ということ。医学モデル、医学的な損傷、心身の機能の損傷が生活上の障害を生み出す。だから医学的な働きかけを常に優先する、環境ではなくて個人に問題があるとする考え方から、社会を変えるというのがアプローチになる、ということ。考え方には変わってきた点は大きな意味を持つ。

一歩ずつ改革の成果

法律や制度、ともすれば私たちは日々の事業展開の中で直接的に関係する部分にのみ注目しがちである。障害当事者の運動、国際的な人権擁護の動き等々、自分自身の問題と直に感じることは難しいことかもしれない。難しくて、と背を向けるのではなく、誠実に改革の経過に学び、その上で制度に向き合うことこそが、利用者の方に「寄り添う」支援の中でも重要なことだ。そんな議論を私たち自身がしていかなければならぬと感じた。

◆障害（障碍）の見方の転換
・社会モデル的観点

「くだらう」と。

事例報告

母とのまま暮らししていきたい

NPO法人 R・WORKSHOP

虹の子作業所 所長 かり聞く

「家族の高齢化、ひいては「親亡き後」の問題が現実の問題として個々の事業所に大きく降りかかっている。もうずいぶんと長く議論されてきた問題だが「これとどう決め手がないまま」というのが現状ではなかろうか。事例を

か自分も頭がごちゃごちゃしてて変になっちやう」胃も痛いと訴える。ため息も多くかなり困っている。

Tさんは、父が十七年前に他界し、母と高台の一軒家で二人暮らし。母は三年前ころから少しづつ物忘れが出てくる。転びやすくななどの症状があらわれたため、介護保険を利用。地域包括支援センターにつなげた(要支援2)兄はいるが他県で暮らし仕事が年

Tさんと母と面談するとともに、地域包括支援センターに連絡し、ケアマネと連携、区分認定の見通しと、母も不安を待っていたため病院(物忘れ)へ付き添う。

母親の物忘れが進み二人暮らしの生活に不安を抱えってきた知的障害を持っているTさん。ある日「母が子供に戻っちゃった。どうしよう」と訴えてくる。話を聞くと、母が道に迷い戻つて来れな

いこと、夜中トイレがわからずまたこと、同じことを何度も聞いたこと、いない人がいるということ(幻覚)など訴えて、「なんだ

育ち、養護学校を卒業後、地元の商店に就職、六年間就労し、給料を月五万円(一〇万円稼いでいた。虐めにあい、体調を壊し退社した。その後、今の地域作業所(現

在地活動支援センター)に入所し、同時に、陶芸の会社にも週数日勤務していたが人間関係がうまくいかずに、体調(胃痛・腹痛)を崩し退社、その後作業所のみ勤務、現在に至る。職場ではムードメーカーで、性格が穏やかで優しいので、他のメンバーからも好かれている。ダンスが上手く、作業はゆっくりだが何でもこなす。

「ほくは、亡き父との思い出の家で、母と二人で暮らしていくたいが、母が子供みたいになりこのままだと不安で胃が痛くなる。八百屋で働いていた時とは違い、地域活動支援センターは楽しいので、仲間とも暮らせたら楽しいだろうな」というのが現在の彼の心からの願い。

しかし、高齢・障がい者にアパートを貸してくれるか?また、今後

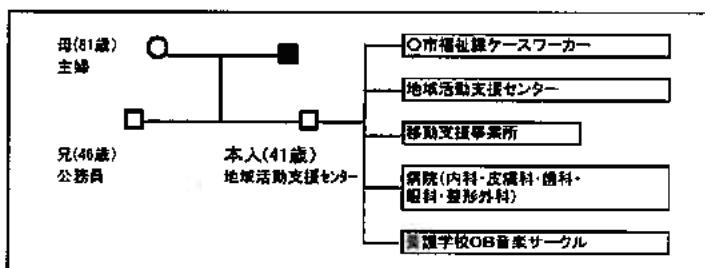
母の要介護度が進む可能性もあり、できる限り一人での生活が継続できるように、介護保険事業所の方や地域の方々との連携を強化した支援体制ができるかどうかが

要介護1に変わったため、母と相談のうえ新たな事業所のケアマネに依頼、Tさんのケースワーカー!

現在の状況・経過の総括として連携をとりながら支援を進め

た。アパートを借りるに当たっては、この家族の状況ではやはり難しかった。多くの家主さんに地域活動支援センターのスタッ

お断りをされた。そんな中ある家主さんに巡り合った。「入居される方に対しでは一切の差別はしません」この家主さんが救世主。涙が出たという。アパートを借りることで、希望する通り、現在は親子二人で暮らしているとのことである。むしろ母親は以前より元気になり、笑顔が多くなっている。息子さんよりも早く歩くほどだ。今でも物忘れはある。でも、失敗しても大丈夫な地域と支えあえる可愛い息子がいる。寄り添う支援とは、なんでもやつてあげることではなく、当事者が自ら活動できる



環境を用意することだと再確認できた。また、この方法が誰でも生きるとは思わない。母と共に暮らすことを希望し、そのように育てた母だからできることだ。そして自分之力で動いて、できないところは周りが助ける。これこそ地域の中の方だろう。「世の中まだまだ捨てたものじゃない」と実感したそうだ。「地域作業所」は地域の中で、多くの人々に支えられ活動してきた。個々の事業所は、それぞれに独自の地域とのつながりを持っていると思う。地域包括支援センターや自治会・民生委員など、地域の社会資源から、商店の店主さん・おとなりさん等、インフォーマルなものまで。利用者さんもまた個々に違った人間関係の中で暮らしている。地域力の低下、が様々に言われてはいるが、そこに通う方を「人として」接し、何気ない声かけから始まり、時にはかけがえのない宝物になる。地域の中で人と人が結び合い、一人ひとりの想いがかなえられたら、とても素敵なことではないだろうか。

障害者週間キャンペーン事業
ハートフル・クリスマス～人にやさしく 人がやさしく～&
ともしひグッズコーナークリスマスフェア写真

